

令和5年度 財政健全化判断比率等の状況

財政健全化判断比率は、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立し、この法律に基づき算定が義務付けされたもので、地方自治体の財政の健全度を判定するものです。

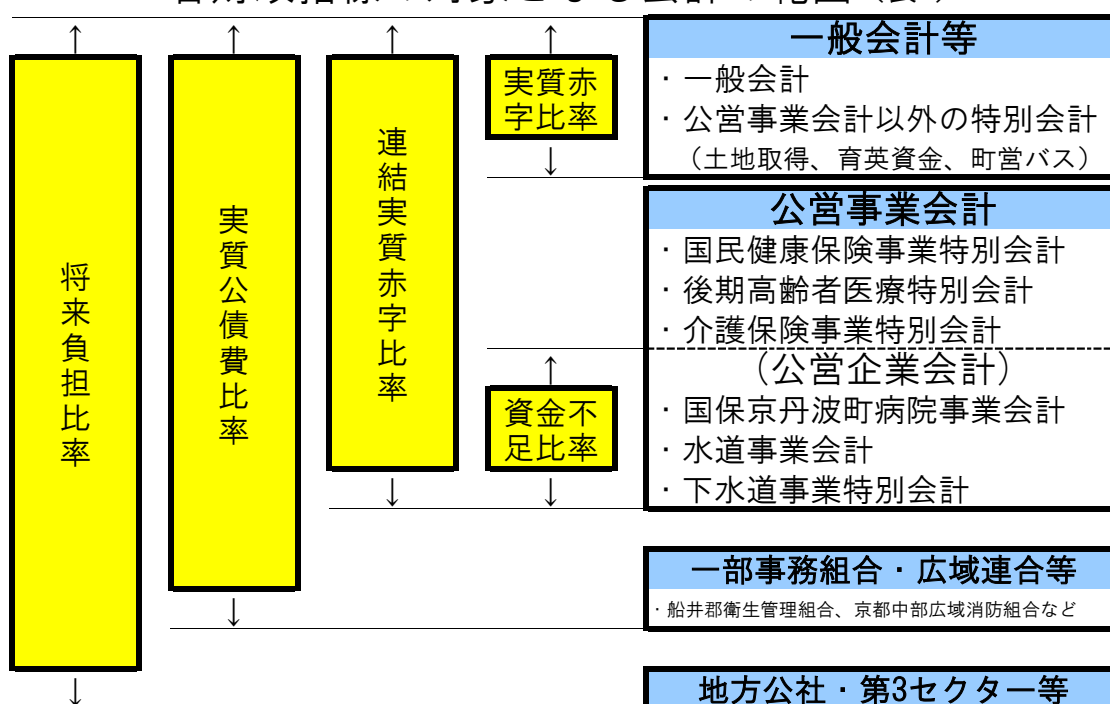
具体的には「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標で判定し、それぞれ「早期健全化基準」と「財政再生基準」が設けられています。

4指標のうち1つでも「早期健全化基準」を超えると早期健全化団体となり、自主的な改善努力を行うための財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられます。また、「将来負担比率」を除く3指標のうち1つでも「財政再生基準」を超えると財政再生団体となり、国などが関与して再生が行われるため、町独自施策の展開ができなくなるとともに、財政再生計画の策定や外部監査が義務付けられます。

なお、各指標の算定の対象となる会計範囲は表1のとおりです。

京丹波町の状況は、次のとおりで、基準を超えた指標はありませんでした。

各財政指標の対象となる会計の範囲（表1）



(1) 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字（歳出に対する歳入不足額）の標準財政規模に対する比率です。

実質収支が黒字であることから、該当なしとなります。

(2) 連結実質赤字比率

全会計（財産区会計を除く）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

いずれの実質収支も黒字であることから、該当なしとなります。

(3) 実質公債費比率

一般会計等の借入金の元利償還金やそれに準ずる額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方債の償還額及びこれに準ずる債務を指標化し資金繰りの危険度を示すもので、直近の3カ年平均（令和3年度～令和5年度）で表します。

令和5年度における実質公債費比率は、15.8%で、前年度と比べると0.3ポイントの減少となりました。

（単位：％）

実質公債費比率			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
算 定 結 果	16.8	16.1	15.8
早 期 健 全 化 基 準	25.0	25.0	25.0
財 政 再 生 基 準	35.0	35.0	35.0

(4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から算定した将来負担額から、負債の償還に充当可能な財源（基金等）を差し引いた額の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

地方債や将来支払っていく可能性のある負担の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

令和5年度における将来負担比率は、66.6%で、前年度と比べると9.7ポイントの減少となりました。

（単位：％）

将来負担比率			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
算 定 結 果	98.8	76.3	66.6
早 期 健 全 化 基 準	350.0	350.0	350.0
財 政 再 生 基 準	—	—	—

(5) 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の、事業の規模に対する比率です。

本町で設置している公営企業（国保京丹波町病院事業会計、水道事業会計、下水道事業特別会計）は、いずれも資金不足となっていないことから該当なしとなります。

（単位：％）

資金不足比率			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国保京丹波町病院事業会計	—	—	—
水 道 事 業 会 計	—	—	—
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	—
経 営 健 全 化 基 準	20.00	20.00	20.00